|  |
| --- |
| 認定基準等チェック表　（第２表） |
| 法人名 |  | ﾁｪｯｸ欄 |
| ２ 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が50%未満であること |  |
| 　イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。）　ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所その他これらに準ずるものを有する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等に対する資産の譲渡等を除く。）　　　（注意事項）　特定の地域とは、一の市区町村の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます。 ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動 ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動 |
|

|  |
| --- |
| 実績判定期間 |

 |
|  | すべての事業活動に係る金額等 | ………………………… | ① | (指標　　　　 ) |  |
|  |
|  | ①のうちイ～ニの活動に係る金額等 | …………………… | ② |  |  |
|  |
|  | イ | 会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等 | ⓐ |  |  |
|  | 会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等 | ⓑ |  |  |
| ロ | 便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等 | ⓒ |  |
| ハ | 特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等 | ⓓ |  |
| ニ | 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等 | ⓔ |  |
| 合 計 （ⓐ＋ⓑ＋ⓒ＋ⓓ＋ⓔ） | ⓕ |  | ➯②へ |
|  |
|  | 基準となる割合 （②÷①） | ……………………………… | ③ |  |  |
|  |